

第3回 八尾市高安千塚古墳群保存活用審議会

日時：平成28年7月29日（金）14時～16時30分

場所：山本コミュニティセンター3階301会議室

【出席者】

（委員）：白石太一郎委員長、増渕徹副会長、一瀬和夫氏、瀧浪貞子氏、清野孝之氏、福田祐美子氏
（オブザーバー）：山下信一郎氏（文化庁）、中西裕見子氏（大阪府教育庁）、木村啓章氏（大阪府教育庁）
（事務局）：田中生涯学習担当部長、湊文化財課長、藤井文化財課係長、吉田文化財課主査
（傍聴）：1名

田中担当部長挨拶：4月に生涯学習担当部長に着任いたしました田中と申します。どうぞよろしくお願
いします。本日はお忙しい中、ご出席ありがとうございます。また、日頃より八尾市の文化
財行政にご尽力いただきまして、重ねて感謝申し上げます。また、本日はオブザーバーとし
て、文化庁の山下調査官、大阪府教育庁よりご出席いただき、感謝申し上げます。さて、八
尾市では、第5次総合計画後期基本計画が今年度より新たにスタートしております。その中
で「歴史資産などの保全と活用」という施策を位置づけて、次世代に文化財あるいは史跡等
を受け継いでいくということに取り組んでいます。今年度はこれからご審議いただきます保
存活用計画の策定や市史編纂事業を重点的に取り組んでいるところです。本日は、計画の策
定に際して前回ご意見いただいた点を踏まえまして、修正した点等をご確認いただきますと
ともに、第6章の活用整備についてご審議をお願いしているところでございます。委員の皆
様には、忌憚のないご意見をいただくようお願いして挨拶とさせていただきます。

【議事内容】

1. 高安千塚古墳群保存活用計画の策定について

委員長：前回3月1日に第2回八尾市高安千塚古墳群保存活用審議会を開催して、事務局からいた
だいた保存活用計画書の素案についていろいろ貴重なご意見をいただきました。事務局で、
それをもとに新しい訂正案を準備いただいたので、審議を進めます。

案件の「1.高安千塚保存活用計画策定について」を事務局から説明お願いします。

事務局：（資料に基づきレーザー測量結果、植生調査結果、古墳群のある地域の聞き取り調査結果、目
次構成案について説明）

《A 委員コメント紹介》

今のような景観にいたる人々の生業の歴史も重要なことです。現在も四季折々の花々が見
られるということで、P63の図38「服部川支群に生育する花木の位置図」に春夏秋冬どうい
うふうな形で見えるかを色で示しています。四季折々の花々が見られるという景観も訪れる
人にとって、古墳だけではない魅力になるのではないかとご意見をいただきました。

委員長：前回の審議会の意見を踏まえて、大幅に修正していただいたが、構成の変更についていか
がでしょうか。

B委員：未指定の地域というのが第5章第3節「未指定地及び周辺地域の保存」に入っています。

以下、高安千塚古墳群の活用や整備を行っていきとなっており、未指定の地域と千塚が混同していないですか。章立てのみを見た感じでの感想ですが、すっきりしないように思います。未指定は未指定で独立させてはどうでしょうか。

委員長 : 高安千塚の中心部が史跡指定となったが、周辺で古墳が密集しているところが何か所かあり、将来的にはそこまでに広げていかないといけないです。少し離れていますが、高安千塚の形成が始まった時期のものと思われる当時としては、比較的大きい前方後円墳の郡川西塚、郡川東塚があります。東塚は残念ながら消失してしまいましたが、西塚は残っているわけです。いずれ追加指定しなければいけないということで、触れていただいています。それは必要ですが、構成上、ここに位置づけていかどうかは課題として残ると思います。奈良県桜井市の纏向遺跡では、中心部で卑弥呼の時代の遺構・遺跡がでてきましたが、その部分と従来からのごく一部を史跡指定しました。したがって、活用計画も未指定部分をどうするかということが多くなっています。それに比べると、高安千塚は中心部分の指定です。第5章「高安千塚古墳群の保存・管理」でご意見をいただく中で、ここでいいかをご判断いただければと思います。

C 委員 : 第2章「高安千塚古墳群を取り巻く環境」で済まして、第3章「高安千塚古墳群の概要」以下は今回の史跡指定地だけにするというのでどうでしょうか。

委員長 : 分かりやすく、誤解のないように整理した方がよいと思いますので、この件については、その部分の検討の時にご意見いただけるでしょうか。前回の意見を踏まえて構成案を大きく変えていただいたので基本的にいいのかどうか、大きくみていかがでしょうか。

D 委員 : 事前に文化庁のご指導を受けており、よいと思います。

委員長 : 構成については基本的にはこれでよいという意見が多いように思いますが、個別の各章ごとに検討していきます。その前に興味深い現況調査の結果をご報告いただきました。これについて何かありますでしょうか。私はもっと前から植木畑という土地利用が行われていたと思っていたのですが、昭和30年代初頭からというのは、服部川地区の話ですか。全体もそうですか。

事務局 : 聞き取り調査では、主に服部川と山畑地区はそうだとおっしゃっていました。ただ一部の植木畑は戦前からあったという話はありませんが、大々的に全体でされるようになったのは昭和30年代以降で、大きな土地を細かくわけていった以降になります。

委員長 : そうするともちろん一部はそういう利用も行われていただろうけれど、基本的に高安千塚古墳群の地域が植木畑として活用されるようになったのは、昭和30年代ごろからと理解していいわけですね。

事務局 : 郡川支群の部分は調査できていないですが、主に服部川、大窪・山畑支群に関してはそういうことです。

委員長 : 今後も更なる調査をしていただきたいと思いますと思いますが、私の誤解かもしれませんが、もう少し早い段階から植木畑として利用されていると思っていました。必ずしもそうとは言えないわけですね。

事務局 : 最近、資料館で山手の花卉栽培について、企画展をやっていました。その調査結果では、

部分的には、もう少し早い段階からやっていたと伝え聞いています。

委員長 : その辺は調査を進めていただいて、明確にさせていただければと思います。それでは、計画書の原案について、章ごとにご説明いただいて、ご意見をいただきたいと思います。それでは第1章からお願いします。

事務局 : (資料に基づき第1章、第2章について説明)

委員長 : ただいまご説明いただきました第1章「保存活用計画の目的」と第2章「高安千塚古墳群を取り巻く環境」について、いかがでしょうか。

B 委員 : 月刊文化財を抜粋されていますのでこういうことはできないかもしれませんが、この中で千塚の価値があげられているわけですね。P1の終わりの方で6世紀前半から7世紀前半に終焉を迎えると位置づけられています。一般的な考えとして6世紀から7世紀で終わるということは、古墳全体の歴史の中で高安千塚古墳群はどういう時期に出現しているのでしょうか。古墳時代はそのあとも続いているのか、それともその前に終わっているのでしょうか。一般の古墳の盛衰時期と千塚の始まりから終焉までをどう位置づけたらよいのでしょうか。またどう理解したらいいのか、私には分かりません。この中に書く必要はないのでしょうか。

事務局 : 古墳時代での位置づけかと思いますが、P10の表2の年表に載せています。

B 委員 : 年表も気になります。ここで千塚は終わっていますが、古墳時代は、もう少し後まで続きますよね。

事務局 : 平尾山古墳群等は7世紀代まで続いていきますが、7世紀に入ると急速に終焉を迎えるのが高安千塚古墳群の特徴で、このあたりは物部氏との関係があるのではないかとされています。

B 委員 : 一般的な古墳の流れと千塚がどう関わるのか、せつかく図で示されているので、もう少し工夫していただくとわかりやすいと思います。心合寺山古墳と千塚はどういうふうに関わって理解すべきか、あるいは別個のものとして理解すべきなのか、そういうあたりは図で示すのは難しいでしょうか。

事務局 : 心合寺山古墳についてはP9に示しているように、5世紀代の中河内地域を治めていた地域首長墓ですが、高安千塚古墳群は畿内政権の中核にあり、古代国家形成期に重要な役割を果たした有力氏族の墓であったと考えられています。今回の文章では、ご指摘のとおり、古墳時代の中での位置づけが足りないと思うので、書き直したいと思います。

委員長 : ご指摘いただいた点は、少し説明不足なところがあると思います。第1章「保存活用計画の目的」は、基本的な構成はこれでよいと思いますが、もう少し補足説明があつて、どうして月刊文化財の抜粋を入れたのかの説明が必要です。それから最初に保存活用計画の目的のところを高安千塚古墳群がどうして大切なのかを明確にしておく必要があるということでしたが、第1節「高安千塚古墳群の価値」のP1,2とそれを要約したP3,4の続き具合がおかしい。もう少し説明を加えないとこれだけ見た人がよくわからないということになるかもしれません。B委員のご意見を踏まえて、初めてこれを読む人も、ある程度わかっただけのような補足説明が要ると思います。第1節「高安千塚古墳群の価値」にこれをもってきているわけですが、第1節の端書きみたいなもので経緯を示されてはどうでしょうか。それからP3以下で本質的価値を最初に指摘するのは必要ですが、これも初めに若干の説明が必要だと

思います。

B 委員 : P3 も他地域の群集墳と何がどう違うのかが分かりません。読む限りは千塚の特徴は横穴式石室があり、石室の規模が大規模だということですか。

事務局 : 横穴式石室として石室規模が他地域と比べて大きいということが特徴としてあります。

B 委員 : そうすると他の地域の群集墳の事例を具体的にあげていただいたら一般の人にはわかりやすくなると思います。

委員長 : 月刊文化財は、簡潔にまとめておられるのですが、これだけ出すと誤解される恐れがあります。高安千塚は河内の同じような群集墳である平尾山千塚と比較すると終焉の時期が違うことは確かです。高安千塚は大体 6 世紀末くらいで、古墳の造営は急速に衰えてしまう。ところが平尾山千塚では 7 世紀に入っても続いていくわけで、その違いが大きいです。その辺までは、まとめていただいているのですが、もう少し説明が必要であることは確かです。他にありますか。

C 委員 : 史跡と文化財という言葉が出てくるのですが、史跡は文化財の定義に含まれるので、違和感があります。

委員長 : 具体的にはどの部分ですか。

C 委員 : P6 の 7 行目ですね。八尾市の施策の中でこういう文言を使っているのですが、史跡は文化財の中に含まれるので違和感があります。

委員長 : 高安千塚古墳群以外の史跡、文化財との比較の部分ですね。文化財というと無形文化財も入ってきますし、あまりにも広がってしまいます。

C 委員 : 史跡及び他の文化財はどうでしょうか。

委員長 : このようなご指摘がありましたので対応をお願いします。

C 委員 : 並列表記に違和感があります。

B 委員 : P4 の②「渡来系集団と地域社会の関係がうかがえる古墳群」の文章は具体的にどのようなことを示しているのでしょうか。終わりから 2 行目の「有力な集団に成長していったことを示す古代国家の成り立ちを考える上で」ということについて、詳しく記述していただけたらと思います。

事務局 : もう一度考えなおして、文章を修正いたします。

B 委員 : P9 の終わりから 2 行目、「詳しい」と「場所」が反対ですね。「記載にある千塚の詳しい場所」ですね。終焉は 7 世紀で、もちろん出てこないのわかるのですが、古墳時代から近世に飛ぶのは違和感があります。渡来人と関わっていると指摘されていたら、当然その間に渡来人の動向がどう変化していくのか。例えば、天智天皇時代には同化政策もありますし、そのあたりを推測を交えながらも、記述すれば分かりやすいと思うがいかがでしょうか。

C 委員 : 追葬で奈良時代のものがあつたり、中世で菌光寺跡という近くに遺跡があつたりしますので、そのへんを触れる必要もあると思います。

委員長 : 確かにご指摘のように、古墳時代のあと近世、近代に飛んでしまうのは、いかなものかだと思います。歴史的変遷を簡単に整理するのが目的ですので、奈良・平安から中世については書き足していただきたい。

事務局 : 古代から中世は触れておりませんでしたので、渡来人との関わりを調査しながら、古代国

家形成期とその後について記述したいと思います。

C 委員 : 池島・福万寺遺跡や古代寺院もあるので、記載できると思います。

B 委員 : 千塚に渡来人が、具体的にどう関わったと理解したらいいですか。

事務局 : P4 のところに「渡来人との関わりを示す副葬品」を載せていますが、6 世紀前半から中葉は、朝鮮半島の百済の影響を受けたドーム状の石室があるということ。また郡川 16 号墳では朝鮮半島の影響を受けた土器の他、ミニチュアの炊飯具があります。これらは滋賀県の志賀古墳群のような渡来系の群集墳からよく出土するものです。こういった渡来系人との関わりを示す資料があるところに渡来系の要素が残っていると考えています。

B 委員 : 量とか出土品の色んなものからみればどうなのでしょう。

事務局 : 造墓の当初は渡来系の要素が強いですが、6 世紀後半になると大型化するとともに、規格化され、大和政権とのつながりが強くみられます。当初渡来系の集団の要素が非常に濃いということは特に書いておくべきことと捉えています。千塚の麓には、河内平野が広がっていますが、渡来集団に関する資料が発掘調査でたくさん見つかっています。渡来系遺物もかなり出ていて、中河内の平野部を拠点とした渡来系集団を掌握した有力氏族であったと考えられますので、特記すべきことであると考えています。

B 委員 : そういうのも反映していただければと思います。

委員長 : 高安千塚の絶対的な評価についての問題は残るわけですが、最近の調査成果をまとめると高安千塚の成立は渡来系集団が深く関わっていたことは間違いないでしょう。ただそれが 6 世紀前半から後半までずっと渡来系の人たちであったと言えません。6 世紀後半になると、大和政権との関係が深い有力氏族によるものとみられる横穴式石室もたくさん造られています。その辺をどう評価するかは非常に難しいです。月刊文化財の文化庁の所見は、そういう研究成果を簡単にまとめているわけです。これだけ見ると、すべてを載せていないのでもう少し補足が必要です。全体の構成は良いと思うが、説明不足であることは事実なので、第 1 章第 1 節のはじめの部分や、つなぎの部分等々を検討していただけないでしょうか。

山下調査官 : P9 あたりの古墳群の位置と環境のところですが、古墳に関するところに特化した記述ですが、できましたら保存活用計画を作る前段として高安千塚古墳群がある八尾の地域がどのような歴史を経ているのかということを大局的に記述していただくのが適切かと考えております。八尾の文化財のことが P33 からありますが、主要なものは各時代ありますので、古墳のことにあわせて八尾の歴史的な展開を総合して大幅に入れていただいて、古墳群を中心に様々な文化財も含めた形にさせていただきたいと思います。

委員長 : 山下調査官からご指摘いただいたように切り離す必要があると思います。高安千塚古墳群が営まれた時代の高安千塚古墳群そのものの評価に関わる部分と、それとは別に第 2 章「高安千塚古墳群を取り巻く環境」の中では、八尾地域の歴史的変遷を整理しておくことが高安千塚の理解には欠かせないわけです。第 1 章、第 2 章では高安千塚の価値そのものと、第 2 章「高安千塚古墳群を取り巻く環境」のところを大幅に書き足してください。

事務局 : 第 1 章の月刊文化財の内容と P3,4 のところが似たような記述になっているので、一般の方に分かるように書き改めたいと考えています。P9 以降は八尾の歴史を含めて記述したいと思います。

委員長 : 特に最近の大阪府文化財センターの調査で、河内平野のこの時代について、葦屋北遺跡など、渡来系集団が残した集落跡もあり、明確になってきているわけですが、そういうことがくみ取れていないですね。八尾市内でたくさん重要な集落遺跡の調査成果を組み込んで大幅に修正していただきたいと思います。

山下調査官 : 本質的価値に関連して、第3章「高安千塚古墳群の概要」のP42以降のところ、今回、章構成を改められたということですが、前は文化審議会の答申にあたるP1,2のものが第3章に入っていたということで、古墳群の概要の文章があつてから、細かい支群ごとの状況説明があり、内容は分かるわけです。今回移ってしまったので、第3章の方が細かい話になってかえって分かりにくくなっているかと思います。このあたりの整合性を整理した方がいいと思います。第1章冒頭でまず価値を掲げるということで、文化審議会の答申資料は答申資料で掲げていただいてそのうえで、箇条書きで価値が何かを少し詳しく書き、答申の文章やその他の背景となる部分を踏まえてもう一度整理して、価値はこうであるというように記述するようになっていきますのでそういった形にさせていただきます。また第3章でもそのエッセンスを入れることで第3章も読みやすくなると思うので、事務局で整理していただければと思います。

委員長 : 確かに構成を大きく変更してもらいましたので、それは良いと思いますが、必要ところが抜けてしまって、繋がらなくなっているところもあるので、重複はやむを得ないと思います。必要なことは重複させてでも書いておくということだと思います。第3章についてのご指摘も私もそう思います。

C 委員 : 第5章の件、P72からの郡川西塚・東塚をもう少しコンパクトにして、高安千塚古墳群と密接に関係する文化財か何かのタイトルで、P35「(5) 地域資源」の前で済ましてしまつてはどうかと思います。P35「(5) 地域資源」の前に「高安千塚と密接に関係する文化財」というかたちとし、第5章第3節「未指定地及び周辺地域の保存」をもう少しコンパクトにして、概要記述で済ましてしまつた方がすっきりすると思います。心合寺山古墳や愛宕塚古墳、続いて重要な西塚、東塚の紹介があると、高安千塚を概述するうえでも分かりやすいと思います。指定範囲も第2章「高安千塚古墳群を取り巻く環境」において、明確にできると思います。

D 委員 : 今回の構成は、現在、未指定の部分について、未指定部分がどこにあつて、それに対してどういう手を打っていくか、ある部分で市の積極的な姿勢を説明するものとして、一連の流れの中にあります。

C 委員 : それは整備活用の部分で別の場面が出てくるのではないのでしょうか。

D 委員 : 整備活用の部分でも必要だと思うのですが、積極的な姿勢を示す場合は、何か所かを出す方が、姿勢が明確になってよいのではないのでしょうか。

C 委員 : 第3章第3節「未指定地及び周辺地域の保存」へつなげるために、第2章「高安千塚古墳群を取り巻く環境」で必ずしも指定範囲内で高安千塚のすべてを囲い切れていないことを入れておくといいです。

委員長 : 周辺にも指定を要すると考えられる範囲が相当あるということ、更に近くに郡川西塚のような高安千塚を理解するうえで欠くことのできない重要な古墳があつて、いずれ追加指定を

しないといけないだろうということ、それをどこに書くかということですが。

C 委員 : 国と府でなくても八尾市の市指定候補でも単独でも十分可能だと思います。

委員長 : 積極的に周辺部や郡川西塚については国史跡として高安千塚古墳群に追加指定で入れたいということでしょう。そういうことを強く打ち出すには、どこに書くのが一番よいでしょうか。確かに今の部分では唐突すぎるのは分かります。

事務局 : 第 2 章「高安千塚古墳群を取り巻く環境」の文化財のことも、他の古墳についても触れて書いております。今後追加指定していきたいと思っていますので、文章のつなぎ方を工夫しながら考えたいと思います。

委員長 : 基本的には第 3 章「高安千塚古墳群の概要」のなかで、最後に当然含まれるべきですが、未指定の部分があるのだということで、今の位置でもよいとは思いますが、その場合もう少し明確な説明が必要でしょう。なぜここにその話がでてくるか分かるようにする、ということではいかがですか。

C 委員 : P1.2 が月刊文化財の抜粋だけで済ませているということが問題だと思います。指定の範囲を明確にした文章が必要だと思います。

委員長 : もっと明確に第 3 章「高安千塚古墳群の概要」の終わりに、追加指定を検討する必要のある地点等を、分かりやすく入れてもよいのかもしれない。

事務局 : 第 3 章「高安千塚古墳群の概要」については、史跡内のことだけではなく、古墳群全体を書き、その中で課題部分についても書かせていただいています。ですので、未指定地等々は第 3 章「高安千塚古墳群の概要」の中にあり、その解決策として、第 5 章第 3 節の未指定地の方向性とか、それを最終的にどうしていくかという章立てになっています。

C 委員 : 現状をフラットに書いている中でなぜ第 3 節「未指定地及び周辺地域の状況」が出ているかということについて、もう少し分かりやすく書いた方がよいと思います。

事務局 : 第 3 節「未指定地及び周辺地域の状況」の頭に、どういうところが残っているかを書かせていただいて補足させていただければと思います。

委員長 : それでは第 1 章、第 2 章についてはご説明いただいて、修正すべき箇所のご意見をうかがったので、第 3 章を事務局から説明をお願いします。

事務局 : (資料に基づき第 3 章について説明)

委員長 : 少し気になるのは、この保存活用計画書はあくまでも史跡高安千塚古墳群の保存活用計画ですね。ただし、高安千塚には未指定部分もたくさんありますし、周辺には郡川西塚のような古墳もあるわけです。それについても取り上げていただいているのは結構なのですが、指定地範囲に関する記載と未指定の部分の記載が、今少し不明確ですね。ですので、指定範囲についてしっかり概要を説明して、ここに示しているようなシナリオを添えて、さらに周辺の未指定地域がある、あるいは郡川西塚・東塚があるということで、そこは指定地の話とは違うので、整理が必要ではないかと思います。基本的な考え方として、これはあくまでも、史跡高安千塚古墳群の保存活用計画です。できればもう少し周辺も含めて、追加指定を考えないといけない部分があるということを考慮していただいて、それに関する事項も報告書に盛り込むということは前から議論しており結構なことだと思いますが、そこは明確に書きわける必要があると思います。

事務局 : 今の方向で行くと、第3節「未指定地及び周辺地域の状況」というところも含めて、第1章「保存活用計画の目的」から現状と課題等も含めて、未指定地或いはその周辺については別枠で書くという考え方ですか。

委員長 : 区別して書くということです。

事務局 : 最終的に整備等々についても、本題的には未指定地は関係ないので、その辺も踏まえうえで最終また別の章立て、節立てという形で考えた方がよいですか。

委員長 : それはどちらがいいとは簡単には言えないですが、明確にこの部分は指定地に関する記載だと、ここはそれ以外の未指定地に関する記載だということが分かればよいです。

事務局 : 第3章について、第1節は「指定に至る経過」、第2節は「指定地の状況」、第3節だけ「未指定地及び周辺地域の状況」としているが、これを全く第3章からは、外すという考え方ですか。

委員長 : そうではなく、服部川支群は史跡指定範囲が多いのでよいとして、郡川北支群等は、未指定地が多いですが、未指定地を含めた記述となっています。それから大窪・山畑支群も未指定地が多く、未指定地を含めての記述となっています。

事務局 : 未指定地の部分も多いので、そのあたりを含めた記述となっています。

委員長 : その辺が読む人には分かりません。

事務局 : 大窪・山畑支群についてももう少し絞る書き方ということですか。

委員長 : 基本的には保存活用計画書は、あくまでも史跡高安千塚古墳群に関する保存活用計画書で、しかし今の指定には課題があって、本来追加指定した方が望ましいと市では考えています。委員も同じような考えを持っています。ですから、それについても積極的に保存活用計画の中で触れていくということは当初から合意しているわけで、報告書を仕上げる段階で区別しておく必要があります。ここの部分は指定された史跡高安千塚古墳群に関する記述で、ここは残念ながら含まれていないけれど、追加指定が望ましい範囲に関する記載だということをつかえるように、目次上でも分かるようにした方がよいのではないかと思います。

山下調査官 : 第3章の指定地と指定地外にある今後保護が必要な古墳群の全体の図面が最初にあって、指定地と指定地外が分かるような線が引いてありますと、大体概要が分かるかと思えます。それが無いままの記述ですので、少し頭が整理しにくいというところがあると思えます。その辺の図面がきちんと明示されていれば、指定地の中の話と指定地の外の話が、明確になるのかなと思えます。それと、第3章「高安千塚古墳群の概要」となっていますが、史跡の概要ですよね。周辺を含めた高安千塚という意味ですか。

事務局 : これは史跡周辺を含めての話です。そういう意味で、第1節の名称変更等を行うべきと思えます。全体の話ということ章立ての中で謳ったうえで、第1節第2節については史跡指定範囲内の話としてタイトル等書き分けます。

D 委員 : 各支群単位で考えていても、支群全体が史跡になっているわけではないですし、集中地区のなかでも同意が取れていないところは史跡ではありません。ですから指定地内と外を明確に書き分けることは極めて困難だと思います。だから、こういう書き方をしていると私は理解しています。

山下調査官 : 図面で整理できればいいと思います。指定に含まれていないのは所有者の方と同意が得

られなかったというやむをえない状況ですので、市の方針としても文化庁の方針としても、未指定のところは追加指定を図っていきたいという考えです。区別が指定になっているか、なっていないかについては明確に分かるようにしないとはいけませんが、内容的には同じものなので、明確に区別してかえって古墳の全体の理解がわからなくなってしまうので、ある程度仕方がないと思います。

事務局 : 第3章第1節の導入のところの「指定に至る経過」という書きぶりが混乱を招いているのではという印象を受けたので、むしろ全貌をしっかりと書いて、第2節第3節がそれぞれ指定地、未指定地につなげていく文章にして、節を置くという工夫すれば分かりやすくなると思います。

C委員 : 高安千塚を知らない人にとってみれば、P77の図57「高安千塚古墳群と周辺の古墳群」が最初にきたほうがわかりやすいと思います。高安千塚古墳群の各地区の紹介があって、その次にP74の全体図の郡川西塚・東塚を含めた図があり、その中で冊子で掲示する史跡指定地はこれであるという流れにはなる。ここら辺が前段で端折られていると思います。前段で語られていれば、第3節「未指定地及び周辺地域の状況」はコンパクトにして、今は史跡になっていないが重要地点ということで、第3節を生き残らせるのが自然な感じがします。高安千塚古墳群の全体像が前段で明示されていないです。

委員長 : 第3章第1節は「指定に至る経過」、第2節は「史跡指定地の状況」、その中で服部川支群は指定古墳が多いからよいとしても、大窪・山畑支群、郡川北支群は未指定も多いわけですから、この構成のままでは矛盾しています。その部分をわかるように整理した方がよいと思います。

C委員 : 順番も服部川の紹介から入っています。

E委員 : 支群全体が未指定地と混同しています。今の構成だと、節のタイトルだけ読むと郡川南支群だけはすべて未指定地だが、指定されているように見えます。少ない指定範囲しかないようなところも同じように指定されているようにみえます。もう少し整理されればよいと思います。

委員長 : どう書かなければいけないではなく、分かるように書かないといけません。

F委員 : 支群ごとに分けて書いた方がよいですね。

D委員 : 史跡高安千塚古墳群の概要ではなくて、高安千塚の概要を書いてよいという合意さえできれば、指定であろうが未指定であろうが、支群ごとにまとめて現状を書き、それぞれの支群の説明の中で、何基指定されていると書くと、郡川南支群は指定されていないと書いておけるし、山手の方だと何基のうち何基が指定の状況にあるとか、そういう全体の現状の概要でよいとなれば、そういう書き方もあります。

委員長 : 書き方としてはむしろその方が分かりやすいかもしれないです。そうしたうえで、指定されているのは何であるかを記載できます。

C委員 : 未指定地に関わらず、P77の図57「高安千塚古墳群と周辺の古墳群」が初めの方に、最終的に、現時点で史跡指定として囲っている範囲を示すという書き方はどうでしょうか。

D委員 : 一番使うのが市の担当局ですから、自分たちで一番わかりやすくなっているかということです。

- C 委員 : 史跡の追加があったところを市でどんどん足していけるのがいいです。
- 委員長 : 今、ご指摘いただいたことが書きやすいし、分かりやすいです。いずれにしても、指定地と未指定地をわける必要があるわけで、計画の中でも読む人がわかるようにしていただきたいと思います。
- 事務局 : 大窪・山畑支群では現状 3 基しか指定されていないですから、その辺をもう少し絞って書くようにしたいと思います。
- 委員長 : そして今後も指定範囲を拡大していきたいことと、郡川西塚についても追加したいということが分かるようにしてください。それでは第 4 章、第 5 章についての説明をお願いします。
- 事務局 : (資料に基づき第 4 章、第 5 章、古墳管理台帳について説明)
- 委員長 : 100 基を超えるような大型群集墳で具体的な保存管理計画をここまで整理した事例は知らないで、事務局に敬意を示したいと思います。
- C 委員 : P78 の第 4 章第 1 節「現状の整理」ですが、古墳群の状況のまとめだけがきているので、A-①に相当する地番や古墳の例示が必要だと思います。P79 の第 2 節「今後の方向性」の現状 : A-①・②・③がどの地番に該当するのか、P78 で例示されていないと分かりにくいです。実際に、そういう地番があるのかないのかも示すべきで、どの分類に適合しているのかも示すべきだと思います。
- 史跡等・重要文化的景観マネジメント支援事業報告書の P167 を見ていますと、「4 現状と課題」のところで一番気になったのは「(3) 保存活用体制の方向性」ですが、現状ではほぼ語られていないのに、課題発見されているので、これは前の章でもう少し書くべきだと思います。P167 で謳われているのは、運営する上での体制の在り方とか、運営の意思疎通、情報共有の方向とか、機関、組織、保存活用事業、このあたりが現時点どう機能しているのか、前の章の中に入れる必要があり、それをまとめて整理されたのが P80 にならないといけないと思います。植生についての記述ももう少し整える必要があるかもしれないですが、明らかに抜けていると思う部分はその 2 点だと思います。
- 委員長 : ご指摘いただいたが、構成の問題として第 4 章「高安千塚古墳群の現状と課題」と第 5 章「高安千塚古墳群の保存・管理」を別の章に分ける必要はあるのでしょうか。もちろん第 4 章に書いていることは重要ですが、一緒にした章に明記されていればそれでよいので、これだけで第 4 章を構成するのは、全体の構成としてどうかと思います。C 委員のご指摘は少し違うかもしれませんが。
- C 委員 : 第 4 章「高安千塚古墳群の現状と課題」で現状を把握して、こういう課題があって、その課題に向けてどういう整備と活用をするのかというところまで謳って、その姿勢のもとで第 5 章「高安千塚古墳群の保存・管理」のところで案内板を作るとか、整備をするとか、植木畑との調整をどうするとか、第 4 章での課題に基づいてどういう土地の取扱いをするとかになります。現状把握の問題点のピックアップは、第 5 章につながるようにしないと、第 4 章のもつ意味がわからなくなります。
- 委員長 : 確かに保存管理のためだけでなく、保存活用のために現状と課題を整理しているので、分ける必要があるのはわかります。
- C 委員 : 第 5 章「高安千塚古墳群の保存・管理」の第 1 種、第 2 種、第 3 種の考え方が生まれると

いうことのために第4章「高安千塚古墳群の現状と課題」があると思うので、第5章の第1種、第2種、第3種のアイディアを誘導するような形が第4章に書いていないといけない。

D 委員 : このあたりは、山下調査官と協議して進めてください。

山下調査官 : できれば第4章「高安千塚古墳群の現状と課題」は独立させて、課題の整理は大事です。現段階では、内容が少ないですが、C 委員が言われたような形で内容が整理されると充実してきますので、独立しても見合うと思います。

委員長 : 4ページだけなので、先のような発言をしましたが、撤回します。

C 委員 : 第5章「高安千塚古墳群の保存・管理」の章立てに似合うような内容であればいいと思います。

委員長 : 第6章「高安千塚古墳群の活用」以下に関係しますので、現状と課題を整理することは必要だと思います。他に第4章、第5章についていかがでしょうか。事務局は先ほどのC 委員のご指摘はわかりますか。

事務局 : はい。連動の部分として、理解しています。

C 委員 : 極端に言いますと、第5章「高安千塚古墳群の保存・管理」をコピーして、第5章で語っていることが、第4章「高安千塚古墳群の現状と課題」で現状に確かにあるということを書けばよいと思います。第5章に力が入りすぎています。

次に古墳カルテについてですが、石室の図面とかがついて、石室のどこが傷んでいるとか、博物館の貸し借りの点検文書のような、石室のこの部分が修理必要だとか、この木を切らないと石室が崩壊しそうだとか、そういうことを図面に入れて、それも含めて公開できると一般の方にも利用価値があると思いますので、所有者情報はともかく、公開についてお伺いしたいです。

事務局 : 地番カルテと古墳カルテですが、詳細分布調査の成果に載せている古墳カルテの台帳の部分や古墳の写真の部分は公開できるのですが、地番カルテ等にある地権者の情報は、個人情報になるので公開は考えていません。石室のことでもう少し詳しくという点ですが、石室の石組みの弱い部分はどこかは詳細分布台帳でも把握して記しています。石室実測図を古墳カルテに貼り付ける予定にしているので、図面に矢印を付けて、どこの部分が弱いとか、細かい情報も盛り込んで今後の保存活用に対応していきたいと考えています。

C 委員 : 修理の必要な石室とか、修理についての課題が多く出てくると大変と思うが、まずはこれ以上、木の根が石室に入るとつぶれてしまうと緊急短期的な整備課題になってくると思います。それはどう把握されているのですか。

事務局 : P50の表11に追加した「早急に対処すべき事項」の部分で、例えば服部川20号墳ですが、石室補強処置必要ということで書いています。古墳の現状のところには、「石室石材が小ぶりであり、弱くなる可能性あり。墳丘上樹木あり。」ということで石室補強処置検討が必要であると記述し、すべての古墳について、こういった形でリストアップしています。公有化できないと補強処置ができないので、検討という言葉に留めています。このような補強処置をしないといけない古墳が何基あるのかということを一覧アップしたうえで今後の保存活用計画につなげていきたいと考えています。

C 委員 : 公有化部分は、現時点で見積もらなくてよいのか。今回の整備活用のなかで、公有化して

いる部分で、この石を補強するとか崩れないようにするとか予算措置すべきとかそのへんの見積もりや概算は今回たてる必要はないのでしょうか。

D 委員 : それは次の段階になります。

委員長 : 第 6 章以下の考え方をお聞きしてからでないと、当然連動してきます。

D 委員 : 石室を補強するのにいくらかかるか分かりません。解体するのがいいとも限りません。

C 委員 : 解体すると入れなくなります。

D 委員 : 元通り組み立てられるという保証もどこにもありません。相当難しいです。木の根を除去するのがいいとは限りません。根が石を抱いているという場合もあるし、それで保たれているという場合もあるので、一基一基見ていかないと分かりません。

C 委員 : それこそ古墳カルテで 1 基ずつの管理ということですね。

委員長 : C 委員のご指摘は石室の状況を確認しておく必要があるということですね。

事務局 : C 委員のご指摘にあった石室の図面を載せる欄を設けて、さらに詳細なものにしていきたいと思います。

E 委員 : 取り扱い基準表が多分一番参照されると思います。史跡整備に関する場合は P120 の表には書いてあるのですが、史跡整備に伴う道路とか造成とか工作物があると思うが、これをどう書きますか。史跡整備で道路工事、電気工事、水道工事等があるのですが、それどう読み込むのですか。それから、表記に微妙に揺れがあって、例えば、「既存工作物の補修・改修等」の所で、「農作業や山林管理上必要な場合」と第 1 種ではなっているのですが、第 2 種や第 3 種だと「農作業、山林管理上やむを得ない場合」とあり、これは何が違いますか。また「石材の運び込み・移動」のところ、第 2 種、第 3 種は「造園業に必要な場合」と造園業に限定しているが、他のところでは農作業、山林管理上になっていて、造園業に限定している意図がありますか。細かいことですが、誤解が生じるとよくないので、ご検討をお願いします。

事務局 : 史跡整備に伴う部分は、検討します。農作業や山林管理上必要な場合についても、表記上は「必要な場合に限り」で統一します。石材の運び込みについては、高安千塚古墳群ではこれまで石材の運び込みを行うのは農作業というよりも造園業のみということもありましたので、こちらは造園業という書き方にしています。

E 委員 : 農作業や山林管理上ではありえないということですね。意図があって明確に書き分けているのであればよいです。

委員長 : 現実に造園業等で石材が持ち込まれることはあるのですか。

事務局 : 史跡指定以降を含めて考えますと、先ほど C 委員が言われたことも加味されるのですが、頻繁な運び込みは確認していません。

委員長 : 現状変更に伴う取扱基準として一応基準を決めておかなければならないので、暫定的な基準として決めていただいて、実際の変更の内容は多様なので、文化庁の判断を仰がなければならないわけですね。あくまでの暫定的な基準と解釈すればよいということですね。

山下調査官 : 暫定的と申しますが、地元でご審議いただいた基本的な考え方と、私どもはこれを参考にして文化庁で判断するなり、市で判断するものは市で対応するというので、暫定的というよりはレベルの高いものと考えてほしいです。

委員長 : そういうことであれば、もう少し明確にした方がいいですね。

C 委員 : 道路、電気、水道、下水、水路の整備で、現状変更が難しいと問題となるので、これは精査して書いていただけますか。

委員長 : それはこの後か次回か分かりませんが、活用の計画を伺ったあとでよいですか。

C 委員 : それでよいです。

委員長 : 整備に伴う道路建設、水道施設その他公園化までお考えであれば、当然関係してきます。

C 委員 : 道路となると、園路もここでは含まれます。

D 委員 : 整備のことを考えると、いろいろなものを作らないといけません。

E 委員 : この中で入れてしまうのか、史跡整備に伴うものは別にしてもよいかもしれないです。

委員長 : 別にすべきでしょうね。そこまで配慮すると大変です。

C 委員 : 活用というより現状を留めるための基準になっています。

委員長 : これは活用計画、整備計画の中で当然出てくると思いますので、その点については改めてということで、他に第 5 章でありますでしょうか。ここまで大型群集墳の保存活用計画を考えていただいているということで、最終的にこれは冊子になるわけですよね。他の群集墳の史跡の保存活用計画に影響を与えたいと思います。ここまで丁寧にやっただけでいることが非常にありがたいです。今の時点で、伺っておくことはありますか。

C 委員 : P123 の「未指定地及び周辺地域の保存」というタイトルがついているので、先ほどの課題と関連して、下の 3 行くらいで書いているのですが、ここでもう少し高らかに謳ってはどうか。

委員長 : これは先ほども出た問題で、事務局もご理解いただけたと思いますので、それと関連させて再整理の必要があればお願いします。

今日の内容を改めてまとめませんが、委員の方々から出ました意見についてはご理解いただけたと思いますので、それを組み込んだ第 2 次改訂版をお願いいたします。今まで出させていただきましたご意見を踏まえて整理された計画案にさせていただければと思います。それでは、第 6 章以下について活用整備計画について説明してください。

事務局 : (資料に基づき第 6 章、第 7 章を説明)

保存活用について文化庁の考え方がありましたら、お願いします。

山下調査官 : 従来、保存と整備活用という言い方でして、整備と活用が等しく並んでいたわけですが、昨年度の配布資料にもありますが史跡等のマネジメント支援事業としまして、文化財保護法では史跡の保存と活用が 2 本柱である。その実現のために行うのが整備であるという形になりますので、保存と活用という 2 つのテーマを設定いたしまして、それを実現するために保存のための整備をしたり、活用のための整備をしたりという形で整理をしています。従来の概念と違ったところもありますが、こういう趣旨ですのでご理解いただきたいと思います。文化庁では十全な保存を前提ではあるが、より活用を図っていくという大きな方針がありまして、活用の部分については、委員会の方でもいろんな面でご審議いただきたいと思います。文化財は守ることも大事ですが、地域の文化資産でありますとともに、観光や環境、自然といった様々な資産になりうるものでありますので、そういう点からどんな形で市民の方に広く親しんでいただけるかを全国的にとらえているところでもあります。多角的な観点から活用の大きな方針を出していただければと文化庁として強く思っているところでもあります。

- 委員長 : 目次立てだけではわかりませんが、具体的には今回指定した範囲のなかで、一部公園化とか、具体的な活用の方向性として公園整備のようなことも考えておられますか。
- 事務局 : 具体的なゾーニングまでを書き込むことは難しいと考えています。それは整備計画基本構想等になってくると思います。あくまでも方針的なものまでだと考えています。公有化されていない段階で、ゾーニングまでは書くことは難しいと考えています。
- C 委員 : 解説板や案内板とか最低限の本質的価値を示すような掲示は必要ではないですか。
- 事務局 : そういうものは部分的には必要だと思いますが、それをすべてやっていくかは、あくまでも運営の中で考えていきたいです。例えば本質的価値は掲示していくために設置が必要であるということを大きな方向性として示していきたいと考えています。
- 委員長 : 第 9 章で「整備・活用の短期・中長期計画」と書いていますが、中、長期的にはこういうことを考えていかないといけないだろうが、それはすぐにはできないから、当面暫定的短期的にはこういうことが必要だということを考えていくことになります。
- 次回いつ頃の開催を考えていますか。
- 事務局 : 今日ご指摘いただいたことの修正を加えていこうと思っておりますが、できれば第 4 回の会議については 11 月頃を予定しているのですがいかがでしょうか。
- 委員長 : その時には今日の意見を踏まえた修正版とともに、第 6 章以降も出てくるわけですね。
- C 委員 : 第 4 章からのことで、第 3 章の現状で結局 P126 に提示されているような、実際に既に活用されている、しおんじやま古墳学習館はハイキング等されていますし、過去にも歴史民俗資料館でも高安関係の展示をしていたりしていますので、そこらへんを現状まとめたようなリストが第 3 章であった方がよいと思います。これは具体的にルーチンでやっているの、活用計画ができてから以降でも、ずっと毎年何回か続けていけるのかという見通しがつくことができる活動とか、これはカバーできていないのでやらなければいけない活動とか、その見通しをつけるために、現状の第 3 章にあると P126 の地域資源の活用が謳いやすくなるかと思えます。それと実現できそうな部分とすでにできている部分と、高望みしないといけないような部分という展望も反映できるような形を望みます。
- 委員長 : 原案を会議前に送っていただくと、先生方も検討したうえで、ご意見をいただけますので、よろしくをお願いします。
- 事務局 : 長時間にわたり貴重なご意見ありがとうございます。ご指摘事項につきましては、事務局で整理しまして、資料に反映させていただきたいと思っておりますので、今後ともご指導よろしくをお願いします。

閉会